

首都高速道路株式会社

「次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」

首都高速道路株式会社のビジョンを次ページ以降に公開します。

首都高速道路株式会社内で「第1の事業」として補助金交付申請を行う場合は、下記フローに従って、処理を進めて下さい。

【首都高速道路株式会社のビジョン確認フロー】

- ①ビジョンの要件を満たしていることの確認依頼 [《申請者→首都高速道路株式会社》](#)
- ②当該申請がビジョンの要件を満たしていることの確認 [《首都高速道路株式会社》](#)
- ③確認書の作成 [《首都高速道路株式会社》](#)
- ④「要件を満たしていること」もしくは「要件を満たしていないこと」の連絡・
確認書の交付 [《首都高速道路株式会社→申請者》](#)
- ⑤申請 [《申請者→センター》](#)
 - ・申請者は、申請書に自治体等から付与された[管理ナンバーを記入、交付された確認書を添付の上](#)、申請書類一式をセンターへ送付してください。（申請書に自治体の承認印、サインは必要ありません）
- ⑥申請受付 [《センター》](#)

上記フローは、首都高速道路株式会社での確認フローとなります。自治体等によっては異なったフローを採用している場合がありますのでご注意ください。

一般社団法人次世代自動車振興センター

首都高速道路株式会社へのお問い合わせ窓口は以下となります。

担当部署名：計画・環境部 環境課

電話番号：03-3539-9397

次世代自動車充電インフラ整備ビジョン

平成25年12月

首都高速道路株式会社

1.ビジョン策定の趣旨

(1)目的

環境先進企業を目指す当社の環境施策のひとつとして、首都高速道路内パーキングエリアに急速充電器の設置を行っています。

また、電気自動車の普及が広がる中、首都高速道路という閉鎖空間における電気自動車の電欠による立往生等が想定されることから、急速充電器を設置し、電欠に係る事故を未然に防ぎ、円滑な交通状況を維持することが重要と考えます。

このため、首都高速道路(株)では、経済産業省の「次世代充電インフラ整備促進事業（平成24年度補正予算）」を活用し、第1の事業として充電インフラの整備（急速充電器）を進めることとし、首都高速道路(株)の「次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」を策定します。

(2)対象設置場所 首都高速道路内パーキングエリア

(3)対象とする充電器 急速充電器

(4)ビジョンの期間 本ビジョン策定日から「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」が終了する日までとする。

2.首都高速道路における充電器設置の現状

- (1)現在4つのパーキングエリア（大黒PA・平和島(上り)PA・市川PA・八潮PA）に急速充電器を各1基ずつ設置。
- (2)平成25年4月より、合同会社充電網整備推進機構が運営する「チャデモチャージ」と連携開始。

3.本ビジョンの要件

1).充電設備について

- (1)新設される充電器(中古品を除く)であること。
- (2)充電設備の場所を示す案内看板を設置すること。
- (3)公道に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所にあること。
- (4)充電設備の利用を他のサービス利用又は物品購入を条件としないこと。
- (5)利用者を限定していないこと。
(会員制等としていてもその場で料金を支払う等で充電器を利用できる場合は可。)

2).充電器設置について

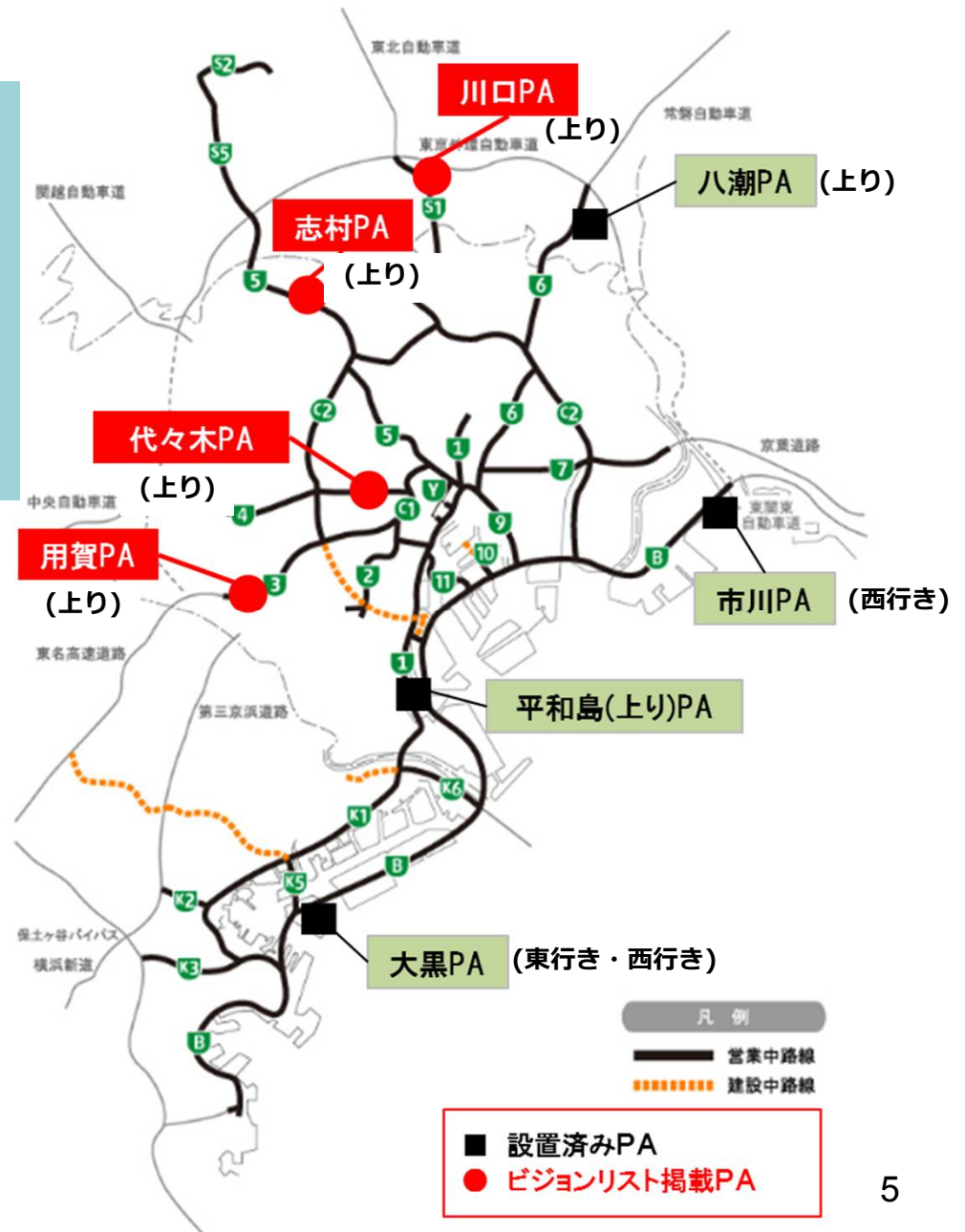
- (1)ビジョンリスト(4頁)で定める充電設備設置場所、充電器の種類、設置基数であること。
- (2) パーキングエリア内の設置場所は、利用者の安全性の確保、パーキングエリアの形状及び急速充電器設置工事の施工性等を勘案したうえ選定すること。
- (3) 急速充電器の電気供給は特別措置による電源の引込みとすること。
- (4) 既設4基の急速充電器と利用方法を極力同一にすること。
- (5) 駐車スペースは電気自動車・ガソリン車の兼用となるため、より短時間で充電できる機能をもつ急速充電器を設置すること。
- (6) 首都高速道路(株)と協力して急速充電器の使用実態等の分析を行うこと。

4.ビジョンで位置づける具体的な設置場所及び基数等

(ビジョンリスト)

	設置場所	路線名等	充電器の種類	基数
1	用賀PA	高速3号渋谷線(上り)	急速充電器	1
2	代々木PA	高速4号新宿線(上り)	急速充電器	1
3	志村PA	高速5号池袋線(上り)	急速充電器	1
4	川口PA	高速川口線(上り)	急速充電器	1

5.ビジョンで位置づける 設置エリア (ビジョンマップ)



6.(参考)次世代自動車充電インフラ整備促進事業の概要

(平成24年度補正予算)

◆目的

次世代自動車用充電設備の設置に関する補助などの事業を行うことにより、設備投資などの喚起とともに、次世代自動車の更なる普及を促進し、日本経済の下支えを図ることを目的としています。

◆補助の内容

第1の事業・・・・・・・・（補助率 2/3）

都道府県及び高速道路会社が策定するビジョンに基づき、かつ公共性を有する充電設備の設置

※「公共性を有する」とは以下の要件を満たす必要があります。

- ①充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入れる場所にあること
- ②充電設備の利用を他のサービス利用又は物品購入を条件としていないこと(駐車料金は可)
- ③利用者を限定していないこと(会員制等としていてもその場で料金を支払うことで充電器を利用できる場合は可)